

2024年6月4日 補助制度の手引きの更新履歴

更新月日	更新ページ	項目	更新内容	
			変更前	変更後
2024年5月1日	P8	(カ) 耐震性能証明書	昭和56年5月31日以前に着工した建物について、省エネ設計・改修をする場合に提出してください。すでに地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合することが確認されている、または耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施する必要があります。	昭和56年5月31日以前に着工した建物について、省エネ設計・改修をする場合に提出してください。すでに建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に照らした耐震診断（国土交通大臣が同等と認めた方法を含む。）により構造安全性が確かめられている、または耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施する必要があります。
2024年5月24日	P3	(ア) 開口部（窓、ドア）の断熱改修工事	省エネ基準の仕様基準	省エネ基準の仕様基準 ^{vi}
2024年5月24日	P3	(ア) 開口部（窓、ドア）の断熱改修工事	ZEH水準の仕様基準	ZEH水準の仕様基準 ^{vii}
2024年5月24日	P28	9 用語説明		vi 省エネ基準の仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「1外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。 https://www.mlit.go.jp/common/001585391.pdf
2024年5月24日	P28	9 用語説明		vii ZEH水準の仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。 https://www.mlit.go.jp/common/001585392.pdf
2024年5月24日	P7	ウ 提出書類	9 建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類（建築確認済証の写し、台帳記載事項証明等）	9 建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類（建築確認済証の写し、検査済証の写し等）
2024年6月4日	P8	(ク) 各証明書	※ 課税がない方は、所得課税証明書を添付してください。（市役所2階 市民生活部 市民税課またはコンビニ交付サービス（マイナンバーカードが必要）にて取得できます）	※ 市外からの転入等により課税がなく、滞納がないことの証明書が発行できない方は実績報告書提出時にお申し出ください。